

被扶養者の基準について

1年収の壁・支援強化パッケージ

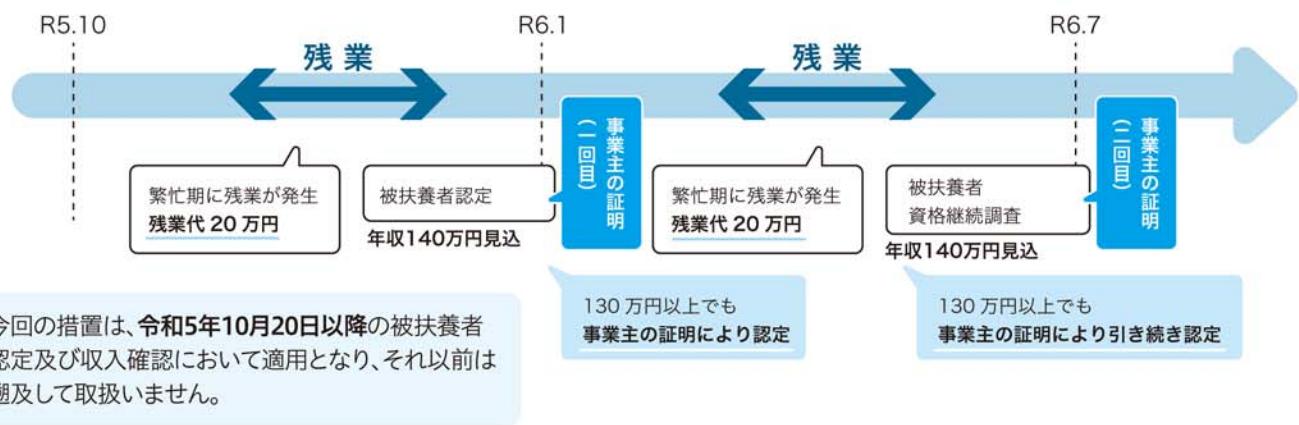
人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動がある場合は、認定基準額を超過しても、被扶養者の勤務先の証明により、収入要件を満たしているとみなします。

ただし、基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など今後も引き続き認定基準額を超える見込みであるときは対象とはなりません。

◆認定基準額

区分	基準額
60歳以上の方	年額 180万円未満 月額 150,000円未満
障害を支給事由とする年金の受給要件に該当する程度の障害を有している方	年額 130万円未満 月額 108,334円未満
上記以外の方	年額 130万円未満 月額 108,334円未満

(例) 每月10万円で働くパートの被扶養者が残業により一時的に収入が増え、年収130万円以上となった場合



対象者

既に認定を受けている被扶養者及び新たに認定を受けようとしている被扶養者。
なお、事業主と雇用関係のないフリーランスや自営業者などは対象となりません。

事業主の証明

新たに認定を受けるときまたは毎年行っている被扶養者資格継続調査に通常の必要書類に加えて事業主の証明書の提出をお願いします。

なお、以下の場合は、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められないため扶養取消しとなります。

- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属している場合に、被扶養者の年間収入が組合員の年間収入を上回る場合
- ・被扶養者が組合員と同一世帯に属していない場合に、被扶養者の年間収入が組合員からの援助による収入額を上回る場合

また、同一の方について事業主の証明書の提出は、2回までとなります。

証明書は[こちら](#)及び所属所の共済事務担当課にあります。

2 被扶養者資格継続調査

昨年7月に被扶養者資格継続調査を実施しましたが、就職や給与収入の増加等により遡って取消となる場合が多く見受けられました。取消の手続きが行われないまま被扶養者が医療機関等を受診した場合は、当組合が負担した医療費等を返還することになりますので、被扶養者の就職や収入の増加(一時的な収入変動を除く)等により取消事由が生じた場合は、速やかに取消の手続きをお願いします。

◆取消になる事例

区分	要件を欠くに至った日
就職したとき	就職した日 ・パートや試用期間等で社会保険の適用がない場合でも、収入基準額以上の収入が恒常に見込まれる場合は就職した日から取消となります。
・給与収入が3か月連続して収入基準額以上となったとき ・給与収入が4か月のうち、3か月が収入基準額以上で、その4か月を平均した額が収入基準額以上となったとき ・年間収入が収入基準額以上となったとき 給与収入は諸経費控除前の額をいい、通勤手当等も含みます。賞与等は支給対象月に振り分けて その月の給与と合算します。	最初に超過した月の初日 (月途中から就職した場合は、就職した日) ただし、令和5年10月20日以降は一時的な収入変動によって認定基準額以上になった場合は事業主の証明書により、要件を満たしていることとみなします。(前ページ参照)
年金受給開始または年金改定により収入基準額以上となったとき ・遺族年金等は、所得税法上では非課税ですが、扶養認定においては恒常的な収入とみなします。	当該年金等に係る裁定通知書または改定通知書により基準額を超えることを知り得た日
雇用保険等の給付日額が収入基準額以上となった場合	受給開始日
事業収入が収入基準額以上となった場合	収入基準額を超えた月の初日 (事業開始年の場合は、事業開始日)

○被扶養者継続調査においては、過去の期間における次の書類の提出が必要となる場合があります。

給与明細書、源泉徴収票、雇用関係書類、退職したことがわかるもの、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金の確認ができる書類など

○新型コロナワイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者がいる場合は、ワクチン接種業務終了後、忘れずに新型コロナワイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書に事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から証明を受けてください。